

三田市福祉医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第9条 省略 付 則 1～2 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略 付 則 1～2 省略 <u>(市町村民税の額の算定の特例)</u> 3 第3条第1項第2号中「<u>地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)</u>」は、第3条第1項第2号に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)</u>にあつては、<u>指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</u></p>